三種町消防団員の懲戒処分について

このことについて、三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第６条の規定に基づき、下記のとおり消防団員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

１　被処分者

三種町消防団　班長　４０代

２　処分の内容

停職（１月間）

３　処分年月日

令和８年１０月１日

４　処分の理由

被処分者は、令和８年５月２９日、町外の路上において、警察官の任意聴取により自家用車での酒気帯び運転が発覚したものであり、町消防団に対する町民の信頼を著しく失墜させる結果となった。

よって、本事案は、三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第６条の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行った。

５　消防団長から

この度の消防団員による違反行為について、本来法令を遵守し町民の皆さまの安全を守るべき立場の団員が、このような事態を招いてしまったことは極めて遺憾であり、町民の皆さまの信頼を失墜させたことに対し深くお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、全団員に対する綱紀粛正と指導を徹底し、再発防止と信頼回復に全力で取り組んで参ります。